特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により、住民、給与支払者、公的年金支払者、国税庁から提出された申告情報及び支払い情報(以下、「申告情報等」という。)をもとに、賦課期日(1月1日)現在市内に住所又は家屋敷を有する個人に対し賦課する。 ・申告情報等の受理及び課税権判定 ・申告情報等の名寄せ合算及び賦課計算 ・納税通知書及び特別徴収税額通知書の送付 ・個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定ならびにその通知 ・特別徴収に係る異動届出書の受理及び徴収方法の切替えならびにその変更通知 ・個人住民税の課税標準等についての他の官公署からの照会に対する回答 ・個人住民税の課税関する他の官公署への照会 ・未申告者への申告勧奨 ・個人住民税の申告書の送付
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 申告支援システム 3. eLTAX地方税ポータルシステム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル:	名
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、13、28、37、39の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	塩尻市総務部税務課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	塩尻市総務部税務課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上が		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	D種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] は、それぞれ重	点項目評価	1) 2) 3)	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及ひ 基礎項目評価書及ひ では書において、リスク	「全項目評価書		
れている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[-	├分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	−分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	−分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[]委託しない		
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[-	├分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	提供ネットワーク	ウシステムを	を通じた提供を除	K.) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+	├分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+	├分である]	1) 2) 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	├分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[-	├分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[〇]自己	点検	[]	内部監査	[] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・昂	各発							
従業者に対する教育・啓発	[十分	に行っている]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて行っ 十分に行っている 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明